第１４号議案

　　非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年品川区条例第２９号）の一部を次のように改正する。

　別表中「２８，２００円」を「２９，０００円」に、「５９２，２００円」を「６０９，０００円」に、「９，４００円」を「９，７００円」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）非常勤職員に係る報酬の上限額を見直す必要がある。